

「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）」素案に対する意見と対応方針（案）について

項目	委員からの御意見	県の対応方針（案）
（条例名） 広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例 通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例	（橋本委員） 条例名称が長すぎるため、親しみやすい通称の再検討が望まれる。	条例名については、検討会議において「情報コミュニケーション条例」とするのではなく「障害者とアクセシビリティ」を追加し、一般的にも普及をしてほしい旨、御意見をいただきました。但し、法制部門との協議の結果、一般的に普及している単語ではない「アクセシビリティ」を条例名に使用することが望ましくなかったため、法を参考として、条例名を「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」とし、通称を「広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」としています。
前文		「1 目的」及び「3 基本理念」に対する意見を踏まえて、一部修正いたします。
1 目的	（橋本委員） 「施策の推進」とあるが、「情報アクセスは権利である」旨の明示が欠如。	前文の「障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、（以下省略）」を「障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、尊重されるべき権利である。」と修正いたします。
2 定義		
3 基本理念	（橋本委員） 「尊重」「配慮」に留まらず、情報取得・意思表示を権利として保障する姿勢を明記すべき。	前文の「障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、（以下省略）」を「障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、尊重されるべき権利である。」と修正いたします。
4 県の責務	（金子委員） 7 意思疎通支援者および関係団体の役割で、県民等の理解促進に努めるとあり、私達も伝えていきたいと思いますが、県の責務として、「条例が県民に広く周知されるよう取り組む。」の追加をお願いします。	「12 啓発及び学ぶ機会の確保」において、条例の趣旨である「情報の取得及び利用方法並びに意思疎通手段」について、県の責務として県民向けの啓発について定めており、重複するため「4 県の責務」には記載しない扱いとさせていただきます。
5 市町の役割	（橋本委員） 地域間格差を生まないために、県の責務としての支援や技術的助言をより強調。	「5 市町との役割」とは別に、「16 市町との連携」において、県の責務として「情報の提供、技術的な助言その他必要な支援」を行うこととしています。
6 県民の役割		
7 意思疎通支援者及び関係団体の役割		
8 事業者の役割		
9 推進体制	（橋本委員） 単なる協議体でなく、当事者が意思決定に関与できる機構の明文化が必要。	条例の進捗状況を評価するとともに、障害者の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に関する施策を総合的に推進するため、広島県自立支援協議会に意思疎通支援部会（仮称）の設置を計画しており、条例に関連する当事者団体の参加も想定しています。
10 計画及び施策の策定・推進		

項目	委員からの御意見	県の対応方針（案）
11 意思疎通支援者の人材確保、養成等		
12 啓発及び学ぶ機会の確保		
13 県政の情報の発信等		
14 災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保		
15 情報通信機器等の利用方法の習得等		
16 県と市町の連携		
17 学校教育の分野における環境の整備		
18 職場における環境の整備		
19 財政上の措置		
その他	<p>（橋本委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT・AI 技術への対応（字幕生成、音声認識等）の明示不足。 <p>・「災害時支援」や「学校教育・職場環境整備」は優れた視点だが、財政措置・研修義務とセットで規定する必要あり</p> <p>（金子委員）</p> <p>とても前向きな条例素案だと思います。ただ、条例自体誰にでも分かりやすいものであってほしいと思います。ルビだけでは理解が難しいです。第5次広島県障害者プランや第6期広島県障害者福祉計画の分かりやすい版がとても好評です。神奈川「当事者目線の障害福祉推進条例」のような、障害者本人にも分かりやすい版を作成してください。（一般）スローコミュニケーションの手伝いも可能のようです。ご検討の程よろしく願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT・AI 技術については変化が激しいため、意思疎通手段の例示には記載せず「その他障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段」に含まれると整理しています。また、技術の進歩に応じた新しい意思疎通手段に対応するため、「15 情報通信機器等の利用方法の習得等」を県の責務として定めています。 ・ 財政措置については、他の条例とのバランスや財源には限りがあること等から努力義務とさせていただきますが、必要な予算の確保に努めてまいります。また、学校や事業所においては個々の状況が異なるため、研修の義務化等は予定していませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。 ・ 条例制定後、条例の内容が障害当事者の方にも理解しやすいよう、障害特性に応じた普及啓発資料等の作成を検討してまいります。